

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和5年5月16日

広島県立福山少年自然の家所長 加島 俊幸

1 業務内容

- (1) 業務名
広島県立福山少年自然の家炊事業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
令和5年6月7日から令和8年3月31日まで
(地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 履行場所
福山市金江町藁江 619 - 2
広島県立福山少年自然の家
- (5) 事業予算額 (3年間)
8,792,500円 (消費税及び地方消費税を含む)

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。) 第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和3年広島県告示第670号 (令和4年から令和6年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等) によって「59A給食」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象になっている者でないこと。
- (5) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (6) 令和2年4月1日から公告日の前日までの間において、本件調達に係る業務と同種の業務を誠実に履行した実績 (履行中を含む。) を有する者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒720-0542 福山市金江町藁江 619-2

広島県立福山少年自然の家

電話 (084) 935-7166

イ 交付期間

令和5年5月16日(火)から令和5年5月24日(水)までの午前9時から午後5時までの間、随時交付する。ただし、最終日は午後4時までとする。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和5年5月24日(水) 午後4時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和5年5月25日(木)までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和5年5月31日(水) 午後4時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県立福山少年自然の家炊事業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 審査

提出された提案に対し、次のとおりプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を実施する。

ア 日時：令和5年6月1日（木）午前10時00分から（開始予定）

（時間の詳細は各提案者に別途通知する。）

イ 場所：広島県立福山少年自然の家管理研修棟2階中研修室（予定）

ウ 時間：1提案者当たりの説明時間は30分間程度を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：15分間

ヒアリング：15分間

エ 出席者：審査会場への入室は3名までとする。

オ その他：参加しなかった者の提案は無効とする。

(3) 提案書評価基準

評価項目については、「広島県立福山少年自然の家炊事業務提案書作成要領及び評価基準」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(4) 結果の通知

令和5年6月1日（木）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「59A給食」の資格に限る。）については、契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約における特約事項

この公募型プロポーザルによる契約は、令和6年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒720-0542 福山市金江町藁江 619-2

広島県立福山少年自然の家

電話 (084) 935 - 7166 ファクシミリ (084) 935 - 7179